

第 8 7 回自衛隊員倫理審査会議事録

1 日 時

令和 2 年 1 1 月 2 5 日（水） 1 4 時 0 0 分～1 4 時 4 0 分

2 場 所

防衛省 A 棟 1 1 階 第 1 省議室

3 出席者

（委 員） 田中会長、太田委員、高木委員、能勢委員、山宮委員
（防衛省） 鋤先服務管理官

4 議 事

(1) 開会の辞

- 田中会長 只今より「第 8 7 回自衛隊員倫理審査会」を開催します。
各委員におかれましては、ご多忙中のところご参集いただき、誠にありがとうございます。
ます。

(2) 第 8 6 回自衛隊員倫理審査会議事録について

- 田中会長 それでは、本日の議題に入りたいと思います。
議題の 1 番目は、前回の審査会の議事録のご承認をいただくことです。
お手元の資料 2「第 8 6 回倫理審査会議事録」について、案はあらかじめお配りして
ありますので、ご質問又はご意見がありましたらお願いします。
- 委員 意見なし。
- 田中会長 それでは、議事録につきましては、特段のご意見もないようなので、承認
につきましては、他の議題についての議論を終えた後で、一括して行いたいと思います。

(3) 令和 2 年度自衛隊員等倫理月間について

- 田中会長 議題の 2 番目は、「令和 2 年度自衛隊員等倫理月間について」です。
それでは、服務管理官から説明をお願いします。
- 服務管理官 お手元の資料の 3 と書かれた資料に基づきましてご説明をさせていただきます。令和 2 年度につきましては、自衛隊員等倫理月間として取り組みをしたいと思っておりますが、その趣旨といたしましては、先日意見交換をしていただきました海上自衛隊の詐欺・収賄、自衛隊員倫理法違反の事案がございました。そのような状況に鑑みまして、例年ですと週間で取り組んでおりましたが、今回につきましては、自衛隊員等倫理月間として、一か月間、意識高揚のための取り組みを実施する期間として定めたいということで考えております。
期間につきましては、来月 1 2 月の一か月間を予定しております。

標語でございますが、「ちょっと待て あとになっては もう遅い」ということで、今回の海上自衛隊の事案も踏まえまして、少しの気の緩みや判断の間違いで禁止行為を行ってしまうと、後に戻れなくなり、懲戒処分を受けてしまうということを思い起こさせるような標語とさせていただきました。

実施要領でございますが、倫理に関する教育を月間において行うこととしております。お手元に教育資料ということで、パワーポイントの資料を置かせていただいておりますが、例年と違うところだけ簡単にご紹介させていただきます。

2 ページ以降に海上自衛隊の先日の事案についてご紹介させていただいております。隊員の方に留意していただきたいところは、特に4 ページ目のところなのですが、おかしいと思いながらも先輩隊員だったため断り切れなかった、関係が悪化することを恐れたということで、判断の間違いで懲戒処分を受けて、その後の人生に大きく影響を与えたと、このような理由については、よく留意していただきたいということで、処分を受けた隊員の証言も引用しながら、ご紹介をさせていただいているところでございます。こちらにつきましては、前回の審査会で委員から、証言などを反映した方がよいのではないかというご意見がありましたので、そういうことを踏まえながら、このような形でご紹介をさせていただいたところでございます。

資料3に戻りまして、その他の教育でございますが、教育資料を用いて部隊単位で教育を実施するわけですが、実際に身につけているかということで、セルフチェックシートを作成・配布して、e ラーニングを実施するというような取り組みも行うこととしております。

それから、倫理監督官である事務次官による通達の発出、部外有識者による講演というところにつきましては、例年ですと防衛省の講堂におきまして、幹部職員を集めて講演会を実施しておりますが、今年はコロナ禍ということで、講演動画を事前に作成しまして、各機関のイントラネットを通じて隊員が視聴するという形式で行うこととしております。

また、広報・啓発活動ですが、お手元にパンフレットを2種類用意させていただいております。1 つ目は隊員向けのパンフレットということで、幹部職員を中心に配布し、一般隊員もデータを印刷して、配布あるいは回覧等で周知をすることとしております。

それから、もう1 つは事業者向けのパンフレットでございますが、こちらにつきましては、部隊や機関の会計担当の部署に置いておきまして、契約相手方に配布するという形で、周知・啓発をしたいと思っております。

それから、例年倫理カードということで、全隊員に配布し、携帯をさせていただいております。教育資料の15 ページ目に倫理カードのサンプルが掲載されておりますが、こういった形で小さなカードにするのですが、こちらを携帯させていただいて、啓発をはかるということとしております。最近の懲戒処分の事案ということで、海上自衛隊の事案についても紹介させていただいております。

それから、業界紙や雑誌の方にも掲載を予定しております。また、倫理月間中、省内放送で周知をしたり、防衛省のイントラネットでパソコンを起動した際にポスター等

を表示するような取り組みもすることとしております。

最後でございますが、フォローアップということで、各倫理管理官、これは各機関の長の方が指名されておりますが、月間で行った教育啓発活動等の取り組みの状況を、総括倫理管理官、人事教育局長宛に、倫理月間終了後に報告するという形でフォローアップをすることとしております。簡単ではございますが、以上でございます。

- 田中会長 ありがとうございます。ご質問あるいはご意見がありましたらお願いします。
- 委員 次官による倫理の保持に関する通達ということですが、これはどのようなものをお考えられますか。
- 服務管理官 こちらは今回の海上自衛隊の事案を含めて、このような事案が起きているということを紹介しつつ、改めて倫理の意識を持っていただきたいといった趣旨の内容の通達でございます。
- 委員 通達というより訓示のようなものですね。その方が良いと思っていて、通達みたいな形で、あまり形式的なものよりは、次官のお言葉ですから、訓示のようなものの方が良いと思いました。
- 服務管理官 今ご指摘いただいたように、例年ですと事務次官の訓示ということで講堂に集めて行っていたのですが、本年は文書形式で中身的には訓示を行うということでございます。
- 委員 先ほどお示し頂いた倫理教育資料の4ページ以下が以前に審議させていただいた事案だと思うのですが、これを取り上げた理由などはあるのでしょうか。こういう事案がたびたび発生しているということでしょうか。
- 服務管理官 はい。7ページ目の部分でございますが、研究者の方が原稿料等の贈与等報告書の提出を遅延したり、失念してしまっているというような事案が例年散見されますので、そこにつきましては今回事例ということで入れさせていただいて、改めて啓発をさせていただいたということでございます。
- 委員 頻繁に発生しているというのにまた今回発生したということは、積極的に取り上げて注意喚起をしていかないといけないのかなという感じはしました。
- 服務管理官 ありがとうございます。
- 田中会長 その他ご質問ございますか。
- 委員 原稿執筆の依頼を受けての件ですが、確かに手続きが面倒なので、ついついということがないですか。手続きを簡易化するとか、そういったご要望というのは、防衛研究所の方から上がってきたりするということはないのでしょうか。
- 服務管理官 出していただく報告書は、この1枚紙になります。ですから、何かすごく複雑な書類を出していただく必要はありませんので、そこはそんなに負担であるようなものではないかと思えます。一方で、こちらとしても工夫が必要かなと思うのが、特に研究機関の先生方は非常にお忙しく、事務局もありますので、例えば講演の依頼を受けて、申請手続きの際にあわせて書類を書いて、事務的にフォローをしてあげるといったことが必要なかなと思っております。そういったところを工夫して、それぞ

れの研究機関の事務局がサポートをして、出し忘れが発生しないような取り組みが必要かと思っております。そのあたりは関係機関の意見も聞いて、円滑にできるような仕組みを考えたいと思います。

- 田中会長 私も同様のことを感じておりますので、ぜひ分かってはいても事務手順で漏れのないようにできれば良いかなと思います。

今年は月間になったということと、不幸なことですがこういう事案が生じたということで、気を引き締める機会かと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。その他ご意見等がないようでしたら、倫理月間については以上とさせていただきます。各機関における職員に対する教育や、部外の団体等に対する倫理法・倫理規程の周知について、しっかりと実施していただくよう事務局から各機関に対して徹底していただきたいと思っております。

(4) 令和2年度第2四半期贈与等報告書について

- 田中会長 議題の3番目は、「令和2年度第2四半期の贈与等報告書」の審査についてです。

この審査は、倫理法第6条の規定に基づいて、5千円を超える贈与等を受けた部員級以上の隊員が提出をした「令和2年度第2四半期の贈与等報告書」について、当審査会が審査を行うものです。

それでは、サービス管理官から説明をお願いします。

- サービス管理官 それでは、お手元の資料4「令和2年度第2四半期贈与等報告書総括表」からご説明いたします。

第2四半期ですと風水害の災害活動に対する激励品などが多い時期でございまして、例年ですと300件から400件と多く報告が寄せられますが、今回は212件ということで、例年に比べると少なめの件数となっているところでございます。

下の基因別の件数一覧表でございしますが、傾向を見てみますと、特に報酬のところでございますが、講演等に対する謝礼をみますと、今回29件ということで、昨年は72件ということで、非常に件数が減っているということでございます。内容的には、やはりコロナ禍というところで、多数の方が集まるような講演が減っているということがございますので、そういった点がまず件数減に繋がっているかと思っております。

それからもう1点、供応接待のところをご覧いただきたいのですが、例年、多かったですり少なかったりとその年によってばらつきはあるのですが、去年は37件あったのが今年は1件ということで、やはりコロナ関連で会合が開かれる回数というのが激減しているということもあって、件数が減っているということがあろうかと思っております。

今回、件数として多いのは物品の贈与ということで、後ほど具体的な内容をご説明させていただきますが、大半が風水害の災害派遣に従事した隊員に対する激励品が多数を占めているというような状況でございます。

各機関等別の件数の一覧表がございします。機関等別で申し上げますと、やはり陸上自衛隊が130件、約6割ということで一番件数が多いのですが、その中でも物品等の贈

与が109件と示されており、災害派遣の関係での激励品が多いということで、陸上自衛隊の件数が多くなっているというような状況です。

続きまして資料5のほうに移らせていただきまして、それぞれの基因別に概要をご紹介させていただきたいと思います。お手元に資料の6ということで表がございますので、そちらのほうもご覧いただきながらお話を聞いていただければと存じます。タブレットの方にはそれぞれの提出された報告書の原本がございますので、そちらもご参照いただければと思います。

資料5の1番の全体の件数でございますが、212件ということでございます。

続きまして2番目の基因別の概要でございますが、一番多いのは物品等の贈与ということで、129件ございます。

その内訳を見ていきたいと思いますが、まず1番から8番までですが、就任祝い、暑中見舞い、それから儀礼的な表敬時の贈り物ということで8件ございます。このうち1番について簡単にご説明させていただきますが、ワイン1本3万円ということで贈られておりますが、こちらの会社につきましては、たまたま勉強会におきまして、今回申請された方と個人的にお知り合いになられて、その結果、就任祝いということでワインを贈られたということでございます。こちらの企業については、防衛省と利害関係があるような企業ではありません。

続きまして、9番と10番についてですが、7月に山形県の豪雨の関係で災害派遣に出ましたが、そちらの部隊に対する激励品ということで、2件報告が上がっております。

11番から21番でございますが、海賊対処部隊など艦艇に対する激励品でございます。11番から17番までが、海賊対処部隊に対する激励品ということで出てきております。18番から21番までは、情報収集部隊ということで、海外で活動している艦艇の部隊がいるのですが、そちらの部隊に対する激励品ということで出てきております。

22番については、豚熱の関係で殺処分等の支援で災害派遣部隊が出ております。その関係の激励品ということで出てきているところでございます。

23番と24番につきましては、新型コロナウイルスの関係で、沖縄の病院でクラスターが出ましたので、看護官等の支援ということで、自衛隊で災害派遣を行っていたのですが、それに対する激励品ということでございます。

続きまして、25番から129番まで続くのですが、九州豪雨に係る派遣部隊に対する激励品ということでございます。2ページから11ページまで続きますが、まず2ページ目はですね、熊本県の豪雨災害に対する派遣ということです。3ページ目もすべて熊本の災害派遣に対する激励品でございます。4ページ目も40番から52番まですべて熊本の豪雨災害の関係の激励品でございます。夏場ですので飲料等が中心となっております。5ページ目ですが、こちらも53番から64番まで熊本の災害派遣に関する激励品でございます。58番に雪塩タブレットとありますが、熱中症防止の塩分の入ったタブレットということでございます。6ページ目でございますが、65番から75番でございますが、熊本の災害派遣の激励品ということです。7ページ目の76番から

87番についても、熊本の災害派遣の激励品となっております。8ページ目の88番から98番まででございますが、こちらも熊本の災害派遣の激励品でございます。9ページ目ですが、99番から108番まで熊本の災害派遣の激励品でございます。10ページ目の109番から118番までが熊本の災害派遣の激励品でございます。119番以降は同じ九州の豪雨ですが、派遣地域が変わっております。119番から122番までが大分県の災害派遣に対する激励品という形になります。123番が佐賀県への災害派遣に対する激励品です。124番から129番までが宮崎県への災害派遣に対する激励品でございます。125番から129番にかけて、北海道の部隊が出ておりますが、やはりこのような大規模な災害派遣になりますと、九州の部隊だけでは体制をとるのは厳しいところがございますので、他の地域から増援部隊が来ているといったところでございます。以上129番までが災害派遣の激励品という形になります。

続きまして、130番の供応接待についてですが、公益財団法人の知人の方と飲食を共にして、先方に金銭の負担をしていただいたということですが、防衛省と利害関係のある公益財団法人の方ではありません。

続きまして、著述に対する謝礼になります。131番については、利害関係のある財団法人ということで、こちらの財団法人は防衛省の調査研究を受けるなど、利害関係があるというところがございます。こちらの財団法人が出している月刊誌に対する原稿料ということでございます。利害関係がありますので、1枚あたり4千円以内という原稿料の基準がありますが、こちらについては1枚あたり約947円ということで、基準の範囲内ということでございます。

132番から152番までですが、自衛隊内の部内の私的サークルの月刊誌の著述に対する謝礼でございます。

153番から158番ですが、財団法人、社団法人の発行する月刊誌・ウェブサイトへの著述ということでございます。

159番と160番でございますが、新聞への書評ということで2件ございます。

161番から168番まででございますが、出版社等が発行する書籍・雑誌への著述ということで上がってきております。

169番から178番ですが、著述に対する印税ということで上がってきております。

179番ですが、監修等に対する謝礼ということで、1件出てきております。

続きまして、講演等に対する謝礼ということで180番から208番までの29件ですが、180番については、自衛隊病院の医官の方でございますが、医療関係の会社の講演を引き受けられたということで、利害関係ありということで、その場合講演料につきまして、1時間あたり2万円という形の基準がございます。今回の講演につきましては、1時間30分で3万円という講演料でございますので、1時間あたりに換算しますと、2万円でございますので、こちらについては基準を満たしているという形になります。181番以降につきましては、利害関係のない企業、団体からの講演に対する謝礼ということでございます。188番から200番までと、次のページの201番から2

07番、次のページの208番についても、講演に対する謝礼ということであります。

1点、ご説明を失念してしまったのですが、15ページ目にお戻りいただきまして、183番でございますが、講演等に対する謝礼ということで、講演料が1時間107,842円ということで、非常に高額な形で講演料が出ているのですが、会社関係のビジネス倶楽部ということで、こちらの講演料の決め方なのですが、1回の講演料につきまして、税金を抜いたあと、旅費も込みで13万円という形で本人に支払われているということでございます。新幹線代と宿泊代を13万円から引いた金額が107,842円ということでございます。交通費も込みで出ている関係で、住んでいる場所によっては交通費がかかったりして実績の講演料が低く出たりする場合もあるかと思いますが、このケースで申し上げますと、13万円で旅費も込みで支払われていて、旅費を差し引いた額がこの額だったということで、講演料の報告がこちらの金額で出てきているということでございます。

続きまして、209番と210番、テレビ出演等に対する謝礼ということで2件報告が出ていますのでございます。

それから211番ですが、新聞等に対するコメントに関する謝礼ということで報告が上がっております。

最後でございますが、著述による印税につきまして、遅延の事案が出てまいりましたのでご説明をさせていただきたいと思っております。こちらについては資料の7ということで概要ペーパーを配らせていただいておりますので、そちらに基づきまして説明させていただきたいと思っております。提出遅延の事案でございますが、提出された方は海上自衛隊の内科の医官の方でございます。遅延の経緯でございますが、こちらの方につきましては、過去にMRの認定試験ということで、製薬会社等の医薬情報の担当の方の認定試験、資格試験のようなものなのですが、その関係のテキストを執筆されたということでございます。まず1回目の印税の支払いの時は平成30年に振り込まれておるのですが、その時は適切に贈与等報告書を提出されていたということでございます。今回、2回目の印税の支払いということだったのですが、ちょうどその時に、海上自衛隊の遠洋航海ということで、艦艇に3月から10月までの間、お医者さんとして乗り込んでいたということでございます。

船の航海が終わったあと、自宅へ戻られた際に、6月末に印税が振り込まれるというお手紙が届いていたということが分かったということで、その後通帳を確認したところ、確かに印税が振り込まれていたということで、日本に戻られた後に急きょ関係書類を作成し、提出をしたということでございます。本人としては、今後留守の場合は手紙の宛先を部隊にするとか、あるいは留守宅の家人に対して手紙等を確認していただくということで、再発防止に努めたいということでございます。

今回の事案につきましては、船に乗っていて確認のしようがなかったということで、やむを得ない事案でございますし、過去はきちんと報告書を出されていたということで、適切に対応されてきたと思えますし、今回は初犯でございますので、特段の処分等を行わず、こちらとしましては業務上の注意喚起に留めて対応したいと考えております。

す。長くなりましたが、私の方からの説明は以上でございます。

- 田中会長 ありがとうございます。それでは、ここで贈与等報告書の審査に入らせていただきます。贈与等報告書に対するご質問、ご意見を頂きたいと思いますので、よろしく願います。
- 委員 特に問題となるような案件は見当たらないかと私自身は思っておりますが、今後のために2つばかり確認させていただきたいのですが、先ほどの講演料が非常に高額だったビジネス倶楽部の講演についてですが、これはどういう団体か分かりますでしょうか。
- 服務管理官 繊維関係の団体と認識しております。
- 委員 そのような団体が、戦略的コミュニケーションと朝鮮半島危機といった内容の講演を依頼されてきているということでしょうか。
- 服務管理官 そうですね。企業関係の団体で安全保障関係の講演の依頼をされてくるというのは珍しくないです。時々あるような内容の講演でございます。
- 委員 朝鮮半島がどのように関わっているのかなと思ったものですから。分かりました。それから、今後のために教えていただきたいのですが、こういう贈与の価額は後から事務局の方でカタログとか料金表なんかを見て試算をされているということでしょうか。
- 服務管理官 標準単価と書かれている物につきましては、こちらで単価をお示しして、それに基づいて申請をしていただいているということでございます。一方で、それに無いような物につきましては、申請される側でカタログですとか料金表の価額をみながら出されているケースがありますが、物によっては単価表を使っていれば済むようなものが実はございまして、それがたまたま載らずにカタログの参考価格として出てきているのですが、なるべくそこについては標準単価で済ませられる物は簡易的にそちらで出してくださいというお知らせを私たちのほうもやっているところでございます。いずれにせよ、基本的には標準単価に基づいて各部隊、機関のほうには出していただく、無い物についてはカタログや料金表等で確認して出していただいているというような状況でございます。
- 委員 標準単価というのはどこかに記載されているのですか。
- 服務管理官 文書で示しております。
- 委員 この中に例えばウェットシートだとか手ぬぐいだとか、色んな商品があるにも関わらず、みんな価格、単価が同じに設定されているので、ここに書いてある価格は実際にそれが提供された価格というわけでは必ずしもないと、一般的にこれくらいだということでしょうか。
- 服務管理官 そのとおりでございます。
- 委員 そうすると例えばワインなども同じ物でも年度によって全然価格が違うと思うのですが、こういうワインという報告をしてきて、それについていくらというように調べられるということでしょうか。
- 服務管理官 こちらにつきましては、標準表をお示ししている物ではありませんの

で、実際の商品に基づいて、一般の市場価格、ネットやカタログで各個調べていただいて出していただいております。このワインの銘柄ではいくらというのが決まっておりますので、それで提出いただいております。焼酎も同じです。

- 委員 焼酎はあまり値段が変わらないかもしれませんが、ワインですと年度によっても値段が変わりますので。他の物ですと単価が違ってそんなに大きな違いはないので、ある程度標準的な価格となるのでしょうか、どのようにお決めになっているのかなということを知りたかったものですから、お尋ねさせていただきました。
- 委員 以前は確かに、災害派遣に行かれた方、現場の方がいちいち値段を調べて、報告を上げてこられてこちらで整理するという形でしたが、災害派遣に行かれて現場でやってらっしゃる方たちって、値段を調べることで手間取ると大変なことになってしまいますし、災害派遣された先のところのお店なんかも閉まっている可能性もありますよね。だったらもうとにかく何かを受け取ってしまったら、最初に私のほうからご提案させていただいたのは、基本的には自衛隊の基地とか駐屯地にある生協のようところで決めている値段があるでしょうから、その値段でやったらどうですか、というふうに申し上げていたのですが、その考え方をベースにして、標準単価という考え方を事務方の方で作っていただいて、その数字を出していただいたという形になっておりました。
- 田中会長 倫理審査会で関与して、こういう標準単価のルールを作って、みなさまの負担を軽減しようということで決めさせていただきました。これは周知がまだ途上ということで、半分くらいは標準単価を使われるようになりました。
- 委員 分かりました。もらったものなどは帰ってから調べられないだろうなと思っておりましたので、一体それはいくらなのかと確かめるのは大変なものですから。
- 委員 とにかく負担を減らしていただければと考えたものです。
- 田中会長 それでは他にご質問、ご意見等がありませんようでしたら、贈与等報告書の審査は以上といたします。

(5) 議題の採択等について

- 田中会長 それでは、本日審議されました「第86回自衛隊員倫理審査会議事録」及び「令和2年度第2四半期の贈与等報告書」につきまして、各委員に承認を頂きたいと思っておりますので、サイン又は押印をお願いします。

(6) 閉会の辞

- 田中会長 次回のスケジュールにつきましては、来年の3月を予定しておりますので、委員の皆様のご都合を承りつつ、事務局より個別に連絡させていただきたいと思っております。

以上で、本日予定しておりました議題につきましては全て審議が終了いたしました。本日は、ご熱心にご審議いただき、誠にありがとうございました。